

第8期介護保険事業計画案に対する市民意見(速報版)

資料3-2

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
1	3-1 フレイル予防をはじめとした介護予防の推進	総合事業	介護の総合事業への移転でサービスの質と量を後退させず基準・単位は介護報酬と同額にすること。	介護の総合事業への移行により、サービスの質と量を後退させず、基準・単位は介護報酬と同額にすること。	総合事業の訪問型・通所型サービスは、従来の訪問介護・通所介護に相当する「介護予防訪問サービス」「介護予防通所サービス」に加え、基準を緩和した「生活支援訪問サービス」や、住民主体による「住民主体訪問サービス」などを実施しています。 今般の総合事業の対象者を要介護者まで広げる国の制度改正について、本市では「住民主体訪問サービス」のみ対象となり、国の動向を注視しながら、実施に向けて検討しています。	
2	3-2 地域での生活の継続に向けた支援	緊急時の対応	緊急時の対応として、ウイルスや自然災害に備えての介護体制の対応整備を十分に実施していただきたい。	新型コロナウイルス等の感染症や災害に備えて、介護体制の対応整備をすること。	本市では、感染症対策が必要な状況下において、事業者がサービスを継続して提供できるよう、事業継続に向けた財政支援を国へ要望しており、令和3年度介護報酬では、改定率+0.70%のうち、新型コロナウイルスへの対応分として0.05%の報酬が上乗せされることになっています。 また、介護報酬改定においては、感染症や災害に対応出来るよう業務継続計画(BCP)の策定が義務付けられるなど、体制整備が強化されます。 本市においても、介護サービスを継続して提供できるよう兵庫県と連携した職員の応援協カスキームなどの推進や、ICTの活用による応援必要時の情報連携体制構築の促進等に取り組んでいきます。	
3	3-2 地域での生活の継続に向けた支援	緊急時の対応	コロナ感染拡大の影響で運営困難となった介護事業者に対し事情や苦悩の訴えを聴き、医療・介護崩壊を招く前に万全の救済策を尽くせ。	コロナ感染拡大の影響で運営困難となった介護事業者に対し、事情や苦悩の訴えを聴き、医療・介護崩壊を招く前に万全の救済策を尽くすこと。	本市では、介護や医療関係団体で構成される神戸市介護サービス協会との連携による、事業者向けアンケート実施や、適宜の事業所関係団体との意見交換などにより、実態把握に努めています。 感染防止対策に取り組んでいた福祉サービス事業所に対して、国や県、市独自による補助や給付など、様々な支援を実施しています。 また、感染症対策が必要な状況下において、事業者がサービスを継続して提供できるよう、事業継続に向けた財政支援を国へ要望してきており、令和3年度介護報酬では、改定率+0.70%のうち、新型コロナウイルスへの対応分として0.05%の報酬が上乗せされることになっています。 引き続き、現状を把握しながら、国、県、市連携の下、介護事業者の支援に取り組んでまいります。 (参考)これまでの主な支援策 ・神戸市独自の施策として、事業を継続している市内全ての介護・障害福祉サービス事業所に対して、一律20万円の給付金を支給(約4,600事業所対象) ・国と神戸市の連携により、感染者や濃厚接触者等に対応した介護施設事業所などを対象にサービス継続支援事業を実施。消毒清掃費用や割増賃金など、通常の業務に加え特別に必要な経費について事業所へ補助。 ・さらに、国の「緊急包括支援事業」として兵庫県と連携し、全ての施設・事業所に対応、感染防止策の徹底に必要な費用を支援。 ・「緊急包括支援事業」では、感染者らへの対応にあたる介護従事者に最大20万円の慰労金を支給。	1

計画案に付加・修正	計画案に記載済み	実施段階で参考
0	1	0
	●	

第8期介護保険事業計画案に対する市民意見(速報版)

資料3-2

計画案に付加・修正	計画案に記載済み	実施段階で参考
-----------	----------	---------

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見	0	1	0
4	3-3	認知症の 人によさ しいま ちづく りの推 進	認知症対策の「神戸モデル」は、市民税増税を直ちに中止して、公費で実施すべきである。	認知症「神戸モデル」の財源は、市民税の超過課税ではなく、公費で実施すべき。	診断助成制度と事故救済制度を内容とする認知症「神戸モデル」は平成31年1月より開始しています。認知症は加齢により、誰しもなり得る病気であることから、財源は将来世代へ負担を先送りすることなく、現在の神戸市民の皆さんに広くご負担いただくという趣旨から、令和元年度より、お一人当たり年間400円(月当たり約34円)ご負担いただいております。また、制度の持続性を確保する上で、神戸モデルの取組が全国制度となるよう、従来から国に対して要望しています。	4			
5	3-4	安全・ 安心な住 生活環 境の確 保	特別養護老人ホームを大幅に増やし、待機者を早急に解消して下さい。	特別養護老人ホームを増やし、待機者を早急に解消すること。	高齢者ニーズや地域バランス等に配慮した多様な施設の整備が必要と考えており、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設(有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅)といった施設を、各施設が担うべき役割や利用する高齢者のニーズに配慮しながら、計画的に整備を進めていきます。	10			
6	3-5	人材の 確保・育 成	介護労働者がどこの施設でも足りていません。介護労働者の賃金をあげるために、国に対して所得保障としての税金の投入を要請してください。神戸市としても支援してください。	介護労働者がどこの施設でも足りていません。介護労働者の賃金をあげるために、国に対して所得保障としての税金の投入を要請してください。また、神戸市としても支援してください。	介護報酬の設定については、国において定めることとされており、令和元年10月の消費税引き上げ(8%→10%)に伴う報酬改定では、介護サービス事業所における勤続年数10年以上を基本とするリーダー級の介護職員について他職種と遜色ない賃金水準を実現するため「月額8万円」または「役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)」相当の処遇改善を行う、「特定処遇改善加算」が導入されました。この「月額8万円相当」については、その他の介護職員や他の職種の職員の給与を引き上げられるよう、事業所内での配分は柔軟な運用が認められています。また、令和3年度からの介護報酬改定率は+0.70%と示されています。本市においては、安定的な人材確保につながるよう、国に対して他の産業との賃金差や施設の状況を踏まえた適切な処遇改善の実施等を要望しています。また、介護人材確保プロジェクト「コウベdeカイゴ」と題して、令和2年12月から開始した、新型コロナウイルスの影響により離職した新規就職者への「就職祝い金(1万円)」「定着一時金(6カ月間就労・10万円)」を皮切りに、仕事の魅力発信やICT等の活用促進などによる、介護職員の負担軽減も含めたはたらきやすい職場環境づくりの取組み、新規採用職員に対する住宅手当補助、高齢者介護士認定制度合格者に対するキャリアアップ支援金等の事業を実施していきます。引き続き国・県・市の役割分担のもとに、介護人材の確保・定着に向けた取組みを促進していきます。	8			

第8期介護保険事業計画案に対する市民意見(速報版)

資料3-2

計画案に付加・修正	計画案に記載済み	実施段階で参考
0	1	0

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
7	3-6 介護保険制度の適正運営	制度改正	紙おむつ以外にも家計の負担になっている商品があります。使い捨て手袋と使い捨て防水シートです。昨年よりお願いしたかったのですが特に使い捨て手袋はコロナ禍で3倍位に値上がりしてます。ストーマを使用してます。この2点を紙おむつ以外にも利用券で使えるようにして頂きたいのです。母の介護をしている私自身も障害があり働く事は難しいです。	紙おむつ支給事業の支給対象となる商品を拡充してほしい。	紙おむつ支給事業は、国の制度に基づき運用しており、神戸市では紙おむつと尿取りパッドの2点を支給品目としています。しかしながら、今後国庫負担の対象外となる見込みであり、現在も国から事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討するよう求められていることから、ご提案の品目を新たに対象とするのは難しい状況です。本事業の在り方については、引き続き国の方針を注視しながら検討していきます。	
8	5 介護保険事業の費用と負担	保険料	第8期の介護保険料の大幅値上げはやめて下さい。介護保険料を引き下げるために、一般会計の繰り入れと、国庫負担の増額を国に求めて下さい。	介護保険料の大幅値上げはやめること。 介護保険料を引き下げるために、一般会計の繰り入れと、国庫補助の増額を国に求めること。	介護保険制度は、介護を必要とする高齢者や家族の負担を社会全体で支え合う仕組みであり、第8期計画期間中における介護サービスに要する費用は、利用者負担を除く50%を国・県・市の公費(税金)で、27%を40歳～64歳の現役世代からの保険料で、残りの23%について65歳以上の高齢者からの保険料で賄われており、法令で定められた全国共通のルールになっています。 第1号被保険者の保険料は、第8期計画中の給付費見込額のうち、第1号被保険者が負担すべき給付費(給付費全体の23%)を第1号被保険者数で割ることによって算定されます。今後の高齢化の進展に伴う要介護認定者の増加・サービス給付費の増加により、第8期保険料は増額予定となっています。 そうした中、本市では、国標準9段階の保険料段階を15段階に細分化し、より負担能力に応じたきめ細かな保険料段階設定としており、また、介護給付費等準備基金の活用等や、消費税を財源とする公費による低所得者の保険料軽減を実施していく予定です。 必要なサービス水準を維持するために必要な保険料負担であり、ご理解をお願いします。 また、厚生労働省より、①保険料の全額免除、②収入のみに着目した一律減免、③保険料減免分に対する一般財源の投入は、被保険者間の公平性の確保や、健全な介護保険財政の運営と財政規律の保持の観点から適当ではないとの考え方が示されており、本市としても一般財源による減免は適当ではないと考えています。 国に対しては、他の政令市と共同で、「介護保険制度の安定的な運営を図るため、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げるなどにより、第1号被保険者の負担割合を引き下げる財政措置を講ずること」を要望しているところです。 また、介護保険料上昇抑制につながるよう、健康寿命延伸の取組みについて、引き続き推進してまいります。	23

第8期介護保険事業計画案に対する市民意見(速報版)

資料3-2

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見
9	5 介護保険事業の費用と負担	利用者負担	利用者負担の軽減を	利用者負担を軽減すること。	高齢化の進展に伴い、今後とも、介護給付費の増加が見込まれています。こうした中、国に対して、他の政令市と共に、低所得者の利用料について、介護サービスの利用が制限されることのないよう負担軽減の拡大を図るなど、必要な措置を講じることを要望しています。	2
10	5 介護保険事業の費用と負担	制度改正	保険料の年金天引きをやめ、選択制にしてください。	介護保険料の年金天引きをやめ、選択制にすること。	介護保険制度においては、市町村における保険料収納の確保と、被保険者の保険料納付の利便を図るため、年金からの引き去りによる特別徴収の方法により保険料を徴収することが法令で定められており、本市独自の対応を行うことはできません。	4
11	5 介護保険事業の費用と負担	制度改正	社会保険料控除の適用を認めて下さい。	介護保険料に社会保険料控除の適用を認めること。	本市としても、他の政令市と共に、介護保険料の特別徴収の社会保険料控除の適用について、被扶養者が特別徴収により支払った保険料を扶養者が支払ったものとみなす特別措置を国に要望しています。	1
12	介護保険制度・計画全般	計画	計画全体については納得できる内容である。	計画全体については納得できる内容である。	今後、第8期計画を着実に実施してまいります。	
13	介護保険制度・計画全般	サービス	<p>安心して暮らせるはずの老後がえらいことになりそうで不安です。一緒に給食サービスを皆さんに届けていた仲間がこの20年で介護サービスを受けるようになりました。</p> <p>手が上がりにくく髪の毛も整えられない位になり、こんな時にこそ介護サービスを受けてデイサービスで洗髪の手伝いしてもらったらと、やっとやっとお世話になることになりご家族も喜んでいましたが、コロナで出かけるのが不安で半年利用されないうちに悪化して歩くことも出来なくなりつつあります。</p> <p>保険料も段々と高くなってきて、地域のお店も減ってきて買い物も不便ですがお買い物サービス等便利に使える新しいシステムを工夫して下さい。</p>	<p>買い物サービス等を便利に使用出来る様、工夫して欲しい</p>	<p>要支援の方を対象とする総合事業においては、日常生活における買い物を含め、生活の援助として、従来の訪問介護に相当する「介護予防訪問サービス」、基準を緩和した「生活支援訪問サービス」や、住民主体による「住民主体訪問サービス」などがあり、引き続き必要なサービスを提供してまいります。</p>	

計画案に付加・修正	計画案に記載済み	実施段階で参考
0	1	0

第8期介護保険事業計画案に対する市民意見(速報版)

資料3-2

計画案に付加・修正	計画案に記載済み	実施段階で参考
-----------	----------	---------

番号	項目	細目	事業計画案に対する意見	要約	市の考え方	類似意見	0	1	0
14	介護保険制度・計画全般	補助	施設の食費、居住費の負担増への補助高額介護サービス費上限引き上げに対する補助を設けて下さい。	制度改正に伴う、施設の食費、居住費の負担増、高額介護サービス費の上限引き上げに対する補助を設けること。	本年8月からの施設の食費や高額介護サービス費の上限引き上げについては、制度の持続性の確保を図る上で全国的に導入されるものです。本市においては、低所得者の利用料について、介護サービスの利用が制限されることのないよう負担軽減の拡大を図るなど、国において必要な措置を講じることを要望しています。				
15	その他	コロナ	コロナ禍で今年の診療報酬改定に関して、充分なことが行われなかった。混乱も多くみられた。医療と異なり介護保険制度は、利用者との”契約”で成立する制度。周知期間を十分に確保しないと、医療以上に混乱が予想されることは必至である。さらにコロナ禍はまだまだ続くことが予想される。伝達講習等、充分な伝達・周知努力を行うことは行政の責任である。	コロナ禍で今年の診療報酬改定に関して、混乱が多くみられた。介護保険制度は、利用者との”契約”で成立する制度であるため、周知期間を十分に確保しないと、医療以上に混乱が予想されることから、伝達講習等、充分な伝達・周知努力を行うこと。	令和3年度介護報酬改定においては、新型コロナウイルスへの対応分として0.05%の報酬が上乘せされることになっています。また、制度の周知については、新型コロナウイルスへの対応も含め、国からの通知を随時、市の全事業所に送付するなど出来る限り迅速に対応しています。さらに、オンライン上での事業者説明会や、各事業者団体との意見交換なども含め、引き続き、事業所と連携を密に対応を進めていきます。 市民に対しても、制度改正の際などにおいては、出来る限り幅広く周知していきます。				
16	その他	見守り	1人暮らし高齢者、85才以上の高齢者の夫婦の家庭への見回りを強化して下さい。	単身高齢者、85歳以上夫婦への見回りを強化すること。	高齢者の見守りについては従来より民生委員や友愛訪問ボランティアによるひとりぐらし高齢者等の見守りを行っており、また、「あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)」に「地域支え合い推進員」を配置し、民生委員や友愛訪問ボランティアと協力しながら、認知症など気になる高齢者の方への訪問を行い住民同士で互いに見守り支え合うことのできる地域づくりなどの支援を行っております。 また、見守りを行う上では、単身70歳以上、老老のみ世帯は75歳以上に見守り希望の有無を事前に郵送等で調査しております。				
17	その他	その他	三ノ宮中心の開発を中止して下さい。	三ノ宮中心の開発を中止して下さい。	所管部署にご意見をお伝えします。				
類似意見 計						53			